

本

## 副 本 受 領

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二三二五号 公式陳謝等請求事件

原 告  
被 告

外

## 証拠説明書

一九九七年二月一二日

右原告ら訴訟代理人

弁護士

小野誠

同

堀

同

山

本

晴

和

太

幸

之

京都地方裁判所  
第一民事部 合議係 御中

同 同 同 同 同 同 同

新 中 金 武 池 松 本

谷 田 田 上 本

正 政 京 信 哲 康

敏 義 富 裕 朗 之

甲

(A) B・C

ク号証

(枚番)

内地在住朝鮮人歸鮮  
希望見込數

国立国会図書館

憲政資料室

原日本  
立証旨趣  
作成者  
年月日  
不詳  
1945年9月25日大蔵省  
内務次官  
（引揚復員の江原P55より）厚生省 社会局と相済ひさる  
（引揚復員の江原P55より）  
大蔵省  
内務次官  
（引揚復員の江原P55より）

1. 朝鮮人の帰還が政府の責任と義務として行なわれたこと

2. 海島れん乗船（K軍属以外の朝鮮人も含め）されて  
あK二と参考  
(記載内容等)  
朝鮮人「逃出米船」の一具体例 甲午号船の3（引揚復員の江原  
P55）是れ基本教の基礎となる、K資料。都道府県別に帰国者  
者を推定。青森県の在住者人口三、四百人、全国移入者総数二三百人

資料リスト

整理番号 ( E - 4 )

甲

(A) B・C

6

四

証  
枝番

参考 (記載内容等)	題 舞鶴地方引揚援護局史本	作成者 舞鶴地方援護局	表題 舞鶴地方援護局
P. 昭和20年9月20日 開設令 9月28日 舞鶴局が九造を引揚港として指定し、支那人選出に 委する諸般の準備を終了して、一時より見、朝鮮人の遣出へ 遷第一船遣出され、9月16日 舞鶴港を出港	立 原	年 月 日 昭和20年9月 不 詳	年 月 日 不 詳